

令和 2年 6月 15日

お客様 各位

静岡県浜松市中区中沢町81番18号
遠州信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日において、当該預金等に係る債権は消滅することとなりますが、当該預金等に係る預金者等であった者は、当金庫を通じて当該預金等に係る元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求することができます。

なお、本件に関する詳細は、当金庫の本支店までご照会ください。

1. 対象となる預金等

平成22年3月12日から平成23年3月11日までに最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納付期限（※）

令和3年7月1日

※ 法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上